

授業料・学校徴収金の減免を希望される方へ

県立高等学校授業料等減免制度について

減免対象者

次のような場合には、授業料(※1)の納入が免除される場合があります。

(生活保護法による高等学校等就学費の給付を受けることができる方を除く。)

(※1)授業料については、就学支援金の申請をすることができない方が対象です。

- ① 以下に該当する場合で、所得状況の変化後の所得により、想定される市町村民税所得割額を算出し、非課税基準に該当する場合
 - ア) 保護者が死亡又は長期の傷病にかかった場合
 - イ) 保護者の失職、転職、離別等により家計が急変した場合
- ② 保護者が天災その他不慮の災害を受け、一定の所得基準に該当する場合

学校徴収金（諸会費）減免について

減免対象者

- ① 以下に該当する場合で、所得状況の変化後の所得により、想定される市町村民税所得割額を算出し、**非課税基準に該当する場合**
 - ア) 保護者が死亡又は長期の傷病にかかった場合
 - イ) 保護者の失職、転職、離別等により家計が急変した場合
- ② 保護者が天災その他不慮の災害を受け、一定の所得基準に該当する場合
- ③ 保護者両方の令和5年度の市町村民税所得割が非課税の場合
- ④ その他授業料等の納入が困難な者で別に定める場合
(児童扶養手当を下記「別表」の額以上を受給している場合や生徒が児童養護施設に入所している場合など)

別表 令和4年4月以降に発行された額の改定通知

受給対象児童数	一月あたりの受給額
1人	36,160円
2人	49,500円
3人	56,160円
4人	62,940円
5人	69,830円
6人	76,890円
7人	84,040円

※基準額は毎年変更されます

市町村民税所得割が確認できる書類

- 1, 納税通知書(6月に市町村から届くもので、住民税の支払いに使うものです。)
 - 2, 特別徴収税額の決定・変更通知書(住民税が給与から天引きされている方に6月頃事業所を通して届きます。)
 - 3, 市町村で発行する「住民税決定証明書」等(市町村によって名称が異なります。)
- ※ 源泉徴収票や確定申告の写しでは市町村民税所得割額は確認できませんので、御注意ください。

減免金額について

減免対象費目は「後援会費」「施設設備費」となります。
(「学年費」「PTA会費」「生徒会費」は対象となりません)

後援会費 1,250円(1か月)×12か月=15,000円
施設設備費 1,350円(1か月)×12か月=16,200円

計 31,200円

申請方法

申請理由によって提出する書類が異なりますので、授業料・学校徴収金(諸会費)の減免を希望される方は学校の事務室にお申し出ください。

なお、就学支援金制度とは異なりますので、別に申請が必要になります。

埼玉県立深谷商業高等学校 事務室 授業料担当
TEL 048-571-3321